



平成 30 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名	東 邦 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 小 樋 誠 二 (コード番号：5781)
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 部 長 森 本 幾 雄 (TEL 06-6202-3376)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 30 年 12 月 21 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 30 年 11 月 9 日、当社における特定顧客との取引の実在性等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月 13 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社が、特定顧客との取引において、対象物品が存在しないまま実質的に資金のみが循環している、いわゆる資金循環取引に巻き込まれていたことが明らかになりました。その結果、平成 26 年 3 月期第 3 四半期から平成 31 年 3 月期第 1 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

このような開示が行われた背景・原因として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・ 当社は、対象物品を占有することなく行われる売買取引に関するリスク認識が不足し、対象物品の実在性を十分に把握せず、与信管理も十分に行わないまま、当該取引を開始、継続していたこと
- ・ 取引開始後において、当該取引の契約変更を行った際に、職務権限規程において必要とされた取締役会での審議を経ない等、社内規程に準拠した運用をしていなかったこと

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以 上